マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下		5.4
	4.0キロワット超7.1キロワット以下		5.4
	7.1キロワット超28.0キロワット以下		5.4

（備考）「寸法規定タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種をいう。「寸法フリータイプ」とは、寸法規定タイプ以外のものをいう。

四十　蓄熱式空気調和装置（空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）が2.2以上のものに限る。）

四十一　氷蓄熱式空気調和機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、１の室外機につき、２以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のものに限る。）

四十二　冷媒用コンデンシングユニット（インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。）

四十三　高効率業務用冷凍冷蔵庫（業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。）

四十四　高効率ショーケース（ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプ（日本工業規格Ｃ7617―２に規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光束値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光束をルーメンで表した数値を、日本工業規格Ｃ8105―３で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに限る。）、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するものに限る。）

四十五　高効率ヒートポンプ式給湯機（業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。）

四十六　高効率業務用ガス給湯器（業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。）

四十七　省エネルギー型自動販売機（省エネ法施行令第21条第17号に掲げる自動販売機のうち、次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第289号）の３に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が100分の62以上のものに限る。）

区分			基準エネルギー消費効率
販売する飲料の種類	自動販売機の種別		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		Ｅ＝0.218Ｖ＋401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの）		Ｅ＝0.798Va＋414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	Ｅ＝0.482Va＋350
		電子マネー対応装置のあるもの	Ｅ＝0.482Va＋500
紙容器飲料	Ａタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	Ｅ＝0.948Ｖ＋373
		ホットアンドコールド機（庫内が２室のもの）	Ｅ＝0.306Vb＋954
		ホットアンドコールド機（庫内が３室のもの）	Ｅ＝0.63Vb＋1474
	Ｂタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	Ｅ＝0.477Ｖ＋750
		ホットアンドコールド機	Ｅ＝0.401Vb＋1261
カップ式飲料			Ｅ＝1020（Ｔ≦1500） Ｅ＝0.293Ｔ＋580（1500＜Ｔ）

（備考）

１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　Ｅ、Ｖ、Va、Vb、Ｔは、次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

Ｖ：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位　リットル）

Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位　リットル）

Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位　リットル）

Ｔ：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。）（単位　キロジュール）

四十八　省エネルギー型複写機（複写機のうち、消費電力量が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準ＴＥＣ値を上回らないものに限る。）

区分		基準ＴＥＣ値
種別	製品速度（ipm）	
モノクロ複写機	15ipm以下	Ｅ＝1.0
	15ipm超40ipm以下	Ｅ＝0.10×ipm－0.5
	40ipm超82ipm以下	Ｅ＝0.35×ipm－10.3
	82ipm超	Ｅ＝0.70×ipm－39.0
カラー複写機	32ipm以下	Ｅ＝0.10×ipm＋2.8
	32ipm超58ipm以下	Ｅ＝0.35×ipm－5.2
	58ipm超	Ｅ＝0.70×ipm－26.0